

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	駐車場等の使用の許可		
例規名 根拠条項	村田町庁舎管理規則 第6条第3項		
例規番号	昭和51年規則第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (駐車場等の使用等)</p> <p>第6条 庁舎に車両を駐車しようとする者は、管理責任者が認める場合を除き、管理責任者が指定する庁舎の駐車場及び駐輪場(以下「駐車場等」という。)に駐車しなければならない。</p> <p>2 駐車場等を使用することができる者は、管理責任者が認める、施設を使用するために来庁した者(以下「来庁者」という。)とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、来庁者以外の者が必要であると認めるものに対し、駐車場等の使用を許可することができる。</p> <p>4 管理責任者は、車両を駐車場等以外の場所に駐車する者及び車両を前項の許可なく駐車場等に駐車する者に対し、必要な措置をとることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日